第十三条第四項の表第七条第三項の項	従つた同条第二項		
第十三条第四項の表第九条第一項の項、第十条第一項の項及び前条第一項の項	による同法第五条第二項		
第十四条第三項	株式の引受け		
第十四条第四項	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項		
第十四条第四項第三号	次に掲げる要件の全て		
第十四条第七項	第四条第一項第七号		
第十四条第十一項	株式の引受け		
第十四条第七項の表第三項の項中欄	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号		
第十四条第七項の表第三項の項下欄	株式の引受け		
第十四条第八項及び第九項第一号	第四条第一項第一号から第四号まで及び第七号		
第十四条第九項第三号	株式の引受け		
第十四条第十一項	議決権制限等株式		
第十四条第十一項	議決権制限等株式		
第十四条第十二項	議決権制限等株式		
	承継金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの又は組織再編成後発行銀行持株会社等		
第十四条第十二項の表第七条第三項の項	従つた同条第二項		
	による同法第五条第二項		

第十四条第十二項の表第九条第一項の項、第十条第一項の項及び前条第三項の項	株式の引受け		
	従つた同条第二項		
第十四条第十二項の表前条第四項の項の表第七条第三項の項	合併等		
	株式の引受け		
第十四条第十二項の表前条第四項の項の表第九条第一項の項、前条第四項の項の表第十条第一項の項及び前条第四項の項			
第十四条の二	株式の引受け		
	株式の発行者		
第三十五条第二項第二号	金融機関等		

株式等の引受け等	従つた		
	合併等による		
株式等の引受け等			
株式等の引受け等（株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の引受けに限る。）	株式又は劣後特約付社債（新株予約権が付されているものに限る。）の発行者		
金融機関等又は金融機関等を子会社とする銀行持株会社等			

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第三十四条の九の三　特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等は、機構に対し、特定事態指定期間内に限り、当該金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等の自己資本の充実のために行う株式等の引受け等に係る申込みを行うことができる。この場合において、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等は、主務省令で定めるところにより、機構を通じて、次に掲げる事項を記載した経営強化計画を主務大臣に提出するものとする。

一　経営強化計画の実施期間（五年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。）

二　金融組織再編成の内容及び実施時期

三　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等に係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ　職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）その他の責任ある経営体制（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の経営体制を含む。）の確立に関する事項として主務省令で定めるもの

ロ　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあってはその子会社等、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される金融機関等（銀行持株会社等を除く。）の自己資本の充実のために株式等の引受け等の申込みをする場合にあっては当該新たに設立される金融機関等。ホ及び次号において「業務実施金融機関」という。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策として主務省令で定めるもの